

## 付注 社会資本ストック、民間企業資本ストック

本調査で推計している社会資本ストック、民間企業資本ストックの推計方法、対象分野等の概要は以下のとおりである。

### 社会資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	基準年次	分野
内閣府 「日本の社会資本2012」	PI法：道路、港湾、鉄道、治水、治山、農林漁業 BY法：航空、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、海岸、郵便、国有林、工業用水道	1953年度(航空、公共賃貸住宅、水道、文教施設(学校施設・学術施設)、海岸、郵便、国有林) 1963年度(下水道、廃棄物処理、都市公園、文教施設(社会教育施設・社会体育施設・文化施設)、工業用水道)	2005年	17部門 道路(高速を含む)、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道  都道府県別社会資本ストックの推計対象は鉄道、郵便を除く15部門  ※2009年度までデータを公表
都道府県別経済財政モデルデータベース	2009年度まで「日本の社会資本2012」の粗資本ストック、2010年度以降を延長推計		2005年	15部門 道路、港湾、航空、住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、学校施設、社会教育、治水、治山、海岸、農林漁業、工業用水道  ※1学校と社会教育を足したものが上記の文教施設に相当する。 ※2国有林は推計対象に含まず。

### 民間企業資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	基準年次	分野
内閣府 「民間企業資本ストック」	BY法	1970年	2005年	農林水産業、鉱業、建設業、製造業(食品品、繊維工業、パルプ・紙、出版・印刷、化学工業、石油・石炭、窯業・土石、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造業)、卸売・小売業(卸売業、小売業)、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業(電気業、ガス・水道業)、サービス業(事業所サービス、旅館その他宿泊所、映画・娯楽、その他のサービス)
内閣府 「都道府県別民間資本ストック(平成12暦年価格、国民経済計算ベース平成23年3月時点)」	BY法	1970年	2000年	原則として上記と同じ (鉄鋼業、非鉄金属は「一次金属」に統合されており、出版・印刷は「その他製造業」に含まれる。卸売・小売業、電気・ガス・水道業、サービス業の内訳は推計されていない)
都道府県別経済財政モデルデータベース	2009年度まで「都道府県別民間資本ストック」、2010年度以降を延長推計		2000年	「都道府県別民間資本ストック」に準拠

注)・BY(ベンチマーク法)：基準年の資本ストック額に、それ以降各期の投資額を加えた上で、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、間接的に資本ストックを推計する方法。

・PI法(パーペチュアル・インベントリー法)：各期の投資額を毎年積み上げるとともに、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、資本ストックを推計する方法。